

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第110号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

議案第132号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第124号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第127号 指定管理者の指定について

議案第141号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び岩国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第110号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の市民協働推進費に関し、委員中から、ふるさと応援基金の趣旨及び用途についての質疑があり、当局より、「ふるさと応援寄付金は、もともと都市部に集中する税収を地方に再配分することによる格差是正を目的として始まったもので、平成22年度からはこの寄付金を基金に積み立て、有効活用することとしている。これまでも、地域活性化や教育、文化振興等に使っていたが、活用方法については、庁内でも募集をしているところである」との答弁がありました。

次に、消防費に関し、

委員中から、消防団員の活動服の更新についての質疑があり、

当局より、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づいて消防団の服制基準も改められており、平成27年度以降に活動服の整備を図る予定としている。古くなった活動服については、順次、更新したい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「消火栓のあけ閉めは誰の権限で行うことができるのか」との質疑があり、

当局より、「基本的には火災時の消防水利として使用することから、消防組合や消防団があけ閉めを行うことができるが、地域によっては、自主防災組織等が初期消火のために、ホースや管鎗等を備えているところもあり、使用にあたっては、訓練・指導等を十分に行ってまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び岩国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、討論において、一部委員から、「非常勤の特別職に関する部分は必要ないとしたいが、一般職の職員の生活を保障する給与の改定であるため、本議案には賛成である。自治体職員は住民への奉仕者としての使命を持つ仕事であり、不安定雇用や不況の中で苦しい生活を強いられている市民もあることや、職場には今回の改正が適用にならない臨時職員・嘱託職

員がいるという事情に配慮して職務に専念してほしいと要望し、賛成する」との意見がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。